

新型コロナウイルス対策（サントメ・プリンシペ：警戒状態宣言（6月30日まで））

●サントメ・プリンシペ全土において、6月30日までの警戒状態が宣言されました。

5月28日、サントメ・プリンシペ政府は、6月30日までの警戒状態宣言を発表しました。

同期間において、以下の対策が取られます。

- 1 新型コロナウイルス陽性者及びその濃厚接触者に対し、自宅待機を義務づける。
- 2 10歳以上の全ての市民に対し、閉鎖空間、学校構内、公共交通機関及び自家用車内（運転手のみの場合を除く）におけるマスクの適切な着用を義務づける。
- 3 あらゆる公共・民間施設の出入口において、石けんによる手洗い又はアルコールジェルによる消毒を義務づける。
- 4 あらゆる公共の場において、最低1.5メートルのソーシャルディスタンスを順守する。
- 5 ミサ及び宗務は、一般的な衛生対策を順守の上、教会・寺院の収容可能人数の3分の2の範囲内で、2日に1日の頻度で許可する。巡礼及び行列の禁止は継続する。
- 6 閉鎖空間における会議・会合は、一般的な衛生対策を順守の上、会議室の収容可能人数の3分の2の範囲内で許可する。
- 7 呼吸器症状により入院中の患者への見舞い、地方病院への面会を禁止する。
- 8 施設の収容可能人数の3分の1の範囲内で、チームスポーツの練習を許可する。
- 9 海岸通りにおける販売を禁止する。
- 10 ディスコ及び「fundoes」を禁止する。
- 11 レストラン、バーは、一般的な衛生対策を順守した上、収容可能人数の3分の2の範囲内、関係当局が指定する通常営業時間で営業を許可する。

1 2 レストラン、ソーシャルイベント又はコンサート会場における音楽祭又は生歌謡ショーは、一般的な衛生対策を順守した上、座って観覧できる場合は、収容可能人数の3分の2の範囲内で許可する。

1 3 国民及び外国人全てに対する、国際線（出国・入国いずれも）利用時の、出発日72時間前以内に実施したPCR検査陰性証明書（紙媒体）の提示義務を継続する。サントメ島ープリンシペ島間の往来における、出発日48時間前までに実施する簡易検査義務を継続する。

これらの対策は省令により規定され、違反者に対しては相応の罰金が科される。違反が繰り返される場合は、法に基づき関係当局の捜査対象となる。

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp